

[事案 27-92] 契約者貸付無効、解約無効請求

・平成 27 年 9 月 30 日 裁定打切り

<事案の概要>

契約者貸付および解約手続について、いずれにも関与していないことを理由に、契約が契約者貸付を受けていない状態で存在することを確認すること等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 3 年 9 月に契約した終身保険、定期保険特約付養老保険について、以下の理由により、契約が契約者貸付を受けていない状態で存在することを確認し、終身保険については解約返戻金を、定期保険特約付養老保険については満期保険金を支払ってほしい。

- (1) いずれの契約についても平成 4 年 2 月に貸付が実行されているが、自分は全く関与していないし、契約者貸付請求書の筆跡は自分のものではなく、貸付金も受け取っていない。
- (2) いずれの契約についても平成 5 年 2 月に解約されているが、自分は全く関与していないし、解約請求書の筆跡は自分のものではなく、解約返戻金は義兄が受け取っている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本件契約者貸付手続・解約手続においては、保険証券の提出、届出印の押印がされており、募集人から契約者（申立人）への意思確認を実施したうえで、契約者本人口座または契約者指定口座への送金を行っている。
- (2) 本件契約者貸付請求書・解約請求書の筆跡は、本件契約の契約申込書の筆跡と類似している。
- (3) 本件各手続きに係る契約者貸付金・解約返戻金送金後には直ちに申立人住所あて手続完了通知を送付しており、申立人はこれを受領し、本件各手続きを了知していた。
- (4) 初めて申立人から無効申出があったのは平成 18 年 5 月であり、その間 10 年以上、何らの申し出もなかったことからすると、仮に署名が申立人自身によるものではなかったとしても、申立人は、本件各手続に関し、少なくとも第三者に代理権を授与していたか、事後的にこれを追認していたと考えるのが自然であり、本件各手続は申立人の意思にもとづいてなされたものといえる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、業務規程第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 本件契約者貸付がなされたのは今から 23 年以上も前であり、本件解約手続がなされたのは今から 22 年以上も前のことであり、そもそも事実認定が著しく困難な事案といわざるを得ない。
- (2) 申立人は、解約請求手続は、義兄と保険会社の募集人が共謀してこれを行ったと主張するため、申立人および義兄ならびに募集人に対する事情聴取が不可欠となる。しかしながら、22 年以上も前の事実関係が問題となるうえ、反対尋問により供述内容の信憑性の検証が不

可欠と考えられるが、ADRである当審査会にはそのような手続は備わっていない。

(3) 仮に、申立人の主張が認められた場合、保険会社は義兄と募集人に対する損害賠償請求が可能となり、義兄と募集人に対する手続的保障も不可欠と考えられるが、ADRである当審査会にはそのような手続は備わっていない。

(4) 筆跡の真偽も問題となり、各申込書の筆跡との異同は微妙であり、しかるべき鑑定人による筆跡鑑定が不可欠と考えられるが、ADRである当裁定審査会にはそのような手続は備わっていない。